

平成30年 第2回定例会

喜界町議会会議録

平成30年6月4日 開会

平成30年6月11日 閉会

喜 界 町 議 会

平成30年第2回定例会会議録目次

第1号（6月4日）（月曜日）

1、開 会	5
1、開 議	5
1、会議録署名議員の指名	5
1、会期の決定	5
1、諸般の報告	5
1、一般質問	7
1. 良岡理一郎議員	7
【喜界空港搭乗待合室のトイレについて】	
【既設建屋内の男子トイレ個室の修理について】	
【老人福祉施設の民営化について】	
2. 幸 一美議員	23
【公園施設のバリアフリーについて】	
1、承認第1号～9号上程	27
(説明、質疑、討論、採決)	
1、承認第10号～12号上程	30
(説明、質疑、討論、採決)	
1、報告第2号～6号上程	32
(町長報告)	
1、議案第40号上程	33
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、議案第41号～43号上程	34
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、議案第44号上程	35
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、陳情第2号上程	36
(委員会付託)	
1、散 会	36

第2号（6月11日）（月曜日）

1、開 議	39
1、各常任委員長報告	39
(議案第40号)	
1、総務文教常任委員長報告	46
(議案第41号～43号)	
1、総務文教常任委員長報告	47

(陳情第2号)	
1、議案第45号上程	48
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議案第46号上程	49
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、発委第1号上程	50
(質疑、討論、採決)	
1、議員派遣の件について	51
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	52
1、閉 会	52

平成30年第2回喜界町議会定例会会期日程

6月4日開会～6月11日閉会 会期8日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
	4	月	本会議（開 会）	議案上程・一般質問	
	5	火	常任委員会	付託議案審査	
	6	水	休 会		
	7	木	休 会		
	8	金	休 会		
	9	⊕	休 日		
	10	⊕	休 日		
	11	月	最終本会議（閉 会）	委員長報告・他	

平成30年第2回喜界町議会定例会

平成30年6月4日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

(2) 行政報告

○日程第4 一般質問

通告順

1. 良岡理一郎君

【喜界空港搭乗待合室のトイレについて】

【既設建屋内の男子トイレ個室の修理について】

【老人福祉施設の民営化について】

2. 幸 一美君

【公園施設のバリアフリーについて】

○日程第5 承認第1号 平成29年度喜界町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

○日程第6 承認第2号 平成29年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

○日程第7 承認第3号 平成29年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

○日程第8 承認第4号 平成29年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

○日程第9 承認第5号 平成29年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

○日程第10 承認第6号 平成29年度喜界町屠畜場事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

○日程第11 承認第7号 平成29年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

○日程第12 承認第8号 平成29年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について

○日程第13 承認第9号 平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

○日程第14 承認第10号 喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

○日程第15 承認第11号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

て

- 日程第16 承認第12号 喜界町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第17 報告第2号 喜界町障害者計画について
- 日程第18 報告第3号 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第19 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第20 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（屠畜場事業特別会計）
- 日程第21 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）
- 日程第22 議案第40号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第41号 喜界町災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 日程第25 議案第43号 過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第26 議案第44号 水槽付小型動力ポンプ積載車の物品売買契約の締結について
- 日程第27 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補 佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	嶺 義久君
教 育 長	積山 泰夫君	総 務 課 長	金江 茂君
企画観光課長	富 充弘君	住 民 課 長	秋田 達磨君
保健福祉課長	吉行 進君	税 務 課 長	武藤 裕和君
農業振興課長	吉沢 伸一君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	会 計 管 理 者	愛津 克浩君
老人福祉施設長	徳 勝志君	農委事務局 長	岩松 利和君
消 防 分 署 長	前泊 哲治君	教委総務課 長	菊地 典子君
生涯学習課長	來 和法君	行 政 管 理 監	中村 幸雄君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。

ただいまから、平成30年第2回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（外内千里君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（外内千里君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、生駒 弘君及び安田英次郎君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（外内千里君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から11日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日までの8日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（外内千里君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告をいたします。7点ございます。

1点目、4月26日、県庁講堂において、30年度県政説明会が開催されました。県下市町村長、議長、県市長会、県町村会、県町村議会議長会の各事務局長等が出席いたしました。三反園知事が挨拶の中で本年度の主要施策について触れた後、総務部県民生活局等、12の部局長より今年度の県政の説明がなされました。

2点目、5月1日、奄美市において、公明党ティダ委員会と奄美大島本島、喜界町の市町村長と議長による意見交換会が開催されました。公明党からはティダ委員会委員長の遠山衆議院議員ほか国会議員、県会議員が来島し、国土交通省から3名の職員、広域事務組合の職員が出

席し、各市町村の課題について要望、対応策が話されました。

3点目、5月8日、鹿児島市において、県離島振興町村議会議長会研修会総会が開催されました。研修会は、「本県における再生エネルギーの導入促進について」の演題で、鹿児島県企画部エネルギー対策課長本多氏による再生エネルギーの状況、国の施策、県の導入状況、導入ビジョン、30年度の取り組み、離島における導入促進についての説明がなされました。臨時総会では欠員が生じた監事に長島町の林議長が選任されております。

翌9日の午前中には、鹿児島県町村議会議長会の臨時総会が開催され、任期満了に伴う役員改選がなされました。会長に中種子町の鎌田議長、副会長に錦江町の水口議長、天城町の前田議長、理事に長島町の林議長、与論町の福地議長、監事にさつま町の平八重議長、肝付町の恒吉議長が選出されております。

4点目、5月16日に徳之島で開催されました第61回奄美群島市町村議会議員大会出席のため、空路、天城町に入りました。途中、黒糖工場を視察のため、伊仙町を訪問いたし、美島議長、経済課原根課長補佐の出迎えを受け、案内をしていただきました。施設は伊仙町がつくり、民間業者に委託をしているもので、委託を受けている株式会社徳之島かんかんファームの代表取締役の大竹氏によれば、自社管理のサトウキビをハーベスタで刈り取り、ボイラーの蒸気でサトウキビのしぼり汁のみで黒糖を製造しており、工程も大竹氏みずからの設計で、通常熟練工でなければ炊けない黒糖であるが素人でも対応できるとの説明でした。また、大竹氏は町の堆肥センターの委託も受けており、良質の完熟した堆肥を製造しております。

議員大会では、龍郷町、喜界町からの提案議題「喜界空港の整備について」を、総務文教常任委員長の榮 哲治議員が提案理由の説明を行っております。また、自治功労者として、本町からは榮 哲治議員が受けております。

5点目、5月22日、奄美市で開催された各種協議会に出会いたしました。奄美群島広域事務組合臨時総会において、教育委員に宇検村教育長の村野巳代治氏、副管理者に奄美市の東美佐夫氏の人事案件が同意されております。

6点目、5月26日、県総合体育センター体育館において、明治150年記念式典が開催されました。会場は国会議員、県会議員、各市町村長、各議長、教育長、大勢の小学生、中学生、高校生で埋め尽くされている中で、秋篠宮文仁親王、親王妃のご列席のもと開催され、式典第1部では主催者の知事の挨拶、皇室のおことば、国会議員等の来賓の挨拶の後、小学校、中学校、高校生それぞれ2名の代表者と100周年記念式典で登壇者の一人でありました方の県民決意のことばを述べております。2部においては、公開ディスカッション「薩摩藩英国留学生に学ぶ」を題材とし、知事が5名の高校生にいろいろな思いを尋ねる形式で開催され、会場の多くの学生たちが熱心に聞き入っております。

7点目、5月28日、東京国際フォーラムにおいて、町村議会議長・副議長研修会が開催されました。「これからの町村議会を考える」をテーマとして、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏の講話の後、長崎県小値賀町の議長の「議会の機能と使い道と議会の立ち位置の有効活用」の事例、福岡県大刀洗町議長の「住民に向き合った議会運営と広報づくり実践」、徳島県那賀町議会改革調査特別委員長の「議会活性化の取り組み」の事例発表があり、大変有意義な会であり、本町でも見習うべき点が多々あると思われました。

以上で報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おはようございます。行政報告を申し上げます。

喜界町老人福祉施設の移譲法人候補者の決定につきまして、さきに喜界町老人福祉施設の民営化移譲法人の候補に応じました社会福祉法人が1法人ございまして、これに対しまして、平成30年4月20日に、喜界町老人福祉施設移譲法人選定委員会を開催いたしまして、書類審査及びプレゼンテーション、ヒアリング審査の結果、次の者を本町老人福祉施設の移譲法人候補者として決定いたしましたので報告いたします。

候補者名、社会福祉法人城西福祉会。同法人は、地域に根差し、真心のサービスを基本理念に掲げ、鹿児島市永吉で特別養護老人ホームを運営しています。また、同法人の理事長が代表を務めるオアシスケアグループは、鹿児島県を中心に、介護つき有料老人ホームや在宅サービス事業所など12拠点、27事業所を設置して、福祉事業を展開しております。今後、介護福祉のプロフェッショナルとして、その多様なノウハウや経験を生かし、本町の高齢者福祉充実の一翼を担っていただけることを期待しております。

今後は、平成31年4月の移譲に向けて同法人との詳細な打ち合わせや関係官公署等との協議、手続、関係条例の本町議会への提案など、所要の準備を着々と慎重に進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

以上で諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 一般質問

○議長（外内千里君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

喜界空港搭乗待合室のトイレについて、ほか2件、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○3番（良岡理一郎君）

皆さん、おはようございます。日本共産党の良岡理一郎でございます。

早速ですが、通告に沿って一般質問に入らせていただきます。

まず、質問事項の第1、喜界空港搭乗待合室のトイレについて伺います。

先月、先ほど議長のほうからも紹介されましたけれども、徳之島で開催されました奄美群島

の議員大会の場におきましても、喜界空港の安全運航、就航率の向上を目指して、喜界空港の整備について、これを決議し、全郡一丸になって実現を目指していこうじゃないかということが決議されたところでございます。

さて、現在、喜界空港では、従来の36席のいわゆるサブ機、サブ340B型に加えまして、去年の12月からは一部の便で新型機が就航しております。48席のATR社のATR40-600型機が就航し、今後、順次新しい機材にかわるというふうにも伺っております。

それに伴いまして、利用者の空港内でのチェックイン、手荷物受託業務、保安検査、いわゆる空港業務におけるハンドリングと言われる分野でありますけれども、その一連の流れをスムーズに行うための空港施設が手狭になってきております。従来から、到着便と出発便の時間的余裕のないときには、事務所内や待合室内が混雑していることは御承知のとおりであります。

また、出発便につきましても、フライトスケジュールどおりに運航を確保するためには、早目の保安検査、セキュリティチェックですね、これをやる必要があるということでございます。そこで、出発便利用者は、保安検査後、搭乗までの間、待機する搭乗待合室がつくられ、5月17日から運用が開始されております。利用になられた町民の皆様も多いと思うんですが、待合室には椅子が設置されておまして、エアコンも備えつけられておまして、ゆったりとした気持ちで搭乗を待つ環境ができていくということではありますが、残念ながらトイレがございません。そのことに利用者の方は大変残念がっております。

一般的な空港の搭乗待合室には必ずトイレがあります。そして、悪天候時にはシートベルトの着用サインが消えない可能性もあるので、早目に必要なことはやっておくようにというふうなアナウンスもあるわけでありまして、喜界空港におきましても、4月にその待合室ができるまでの間はバスが待機しておまして、そこで搭乗したわけでありまして、私が目撃した事例でも、高齢者の方が保安検査を通過してバスで待ってるんだけど、その搭乗までの間、トイレに行きたいということで、バスからおりて、保安検査室を逆に動いて従来のトイレを利用するという場面もあったわけでありまして、そういう点でも、この喜界空港における搭乗待合室、せつかくいい施設をつくっているわけですから、トイレは不可欠であろうと思います。

そこで、4点に分けて伺いたいと思います。

一つは、今回の搭乗待合室建設工事の総予算は幾らであったかと。そして、町も負担をしておるわけでありましてけれども、その負担額は幾らか。その総工費予算の中に占める負担率は幾らなのか、その点をまずお伺いします。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

まず、2点の御質問についてお答えをいたします。

まず、予算額ですけれども、総予算額で当初の予定では3,650万円でございます。喜界町の負担額が1,800万円、負担率は49.3%。それから、工事の実績についてでございますが、若干落ちまして、3,348万円、喜界町の負担率が53.7%となっております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

確認ですけれども、その搭乗待合室をつくる工事についての当初の予算額は、総額で3,650万円。そして、町が負担する予算、決算を受けたのが1,800万円。率としては約半分、49.数パーセント、こういうところから出発しているわけでありませぬ。

決算のところは、私、まだお聞きしてなかったんだけど、お答えになりましたので、数字の確認をさせてもらいたいのですが、施設をつくる工事の工事総額は3,248万円とおっしゃったわけですね。

○企画観光課長（富 充弘君）

3,348万。

○3番（良岡理一郎君）

3,348万円。じゃあ、負担額と負担率についてお答えください。もう一度お願いします。

○議長（外内千里君）

富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

実績の部分でございますね。工事实績の分は、最終的に3,348万円。それから、負担率が53.7%でございます。負担は予算どおり1,800万円でございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

わかりました。相当大きな金額をかけて搭乗待合室をつくったということでもあります。町民の税金も1,800万円使ったということになるわけですが、トイレが設置できなかった理由はどういうことでしょうか。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

簡潔に申し上げれば、空港土木施設の設置基準というものがあまして、それによって設置できなかったものです。本来、今回の空港の待合の建築場所というのは、GSE通行帯と言いまして、駐機場からターミナルビルまで20メートル以内は建物を建てることや埋蔵物を設置することができない箇所になります。そのことから、今回はトイレの設置ができなかったということでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

いわゆるGSEの制限区域であるというふうなことが主な理由になっているわけですが、では、トイレが設置できないとわかったのは、我々が予算を審議した関係では、前ですか、後ですか。つまり、1,800万円、町の税金を使うということについて、その前にトイレができないとわかっていたんですか。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

トイレの設置が難しいというふうに最初に聞いたのは、10月27日でございます。それから、設計図、あるいは見積書が示されたのが、11月6日でございます。当初、12月補正のほうに計上する予定、第7号補正に計上する予定でございましたが、最終的には、その負担割合といたしますか、それで奄美航空さんと協議をいたしまして、12月4日に最終的に、こちらが負担するので、向こうにも負担してほしいということで了解を得ました。ですので、第7号補正には間に合わず、8号補正、人勤関係の中に予算を計上したわけでございます。

議会の前に控室のほうで説明をさせていただいたんですが、ちょっと私の説明不足で、トイレのことは言ってなかったと思います。そこは私の説明不足であったかなというところです。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

私も、これだけ高額な予算を使って搭乗待合室をつくると、当然、一般的な水準であるトイレはあってもしかるべきだろうというふうに考えるわけですね。それで、私なりに県庁に問い合わせをしてみました。おおむね課長のおっしゃるとおりであります。

経緯を申し上げますと、これは鹿児島県の港湾空港課でございますが、平成29年の4月から12月までの間、県と事業者で数回話し合いが持たれております。いわゆる下地合わせですね。これは必要な大事なことだと思うんですが。当該エリアは、先ほど課長からあったように、GSE、車両の運行エリアであるし制限区域であると。そういう中で、運用に支障のない仮設的な施設は認められるという基本的な見解をお持ちになっております。そして、それを踏まえまして、平成30年2月26日付で、事業者から県に対しまして、行政財産使用許可申請書が出され、1カ月後の3月26日に許可が出たと。そして、工事に入ったと。

こういう流れになるわけでありましてけれども、問題はトイレの問題です。私は、港湾空港課の担当の方に聞いてみました。トイレの設置についてはどうかと。もちろん、今、課長がおっしゃられた基本的な部分はあるんですね。建物についても仮設プレハブでなければ、中身は別ですよ、建前上は仮設プレハブでなければだめだと。こういうふうにも言いながら、じゃあトイレはだめかという、そうじゃないんですよ。個別具体的にトイレを設置する場所について事業者から申請があれば、それは検討すると。その中で許可するかしないかを決めるということです。だから、入口からトイレがだめだということではないと思うんですね。

どうぞ、御意見、答弁があれば。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

そこは見解の違いで、私どももきちんと確認をしております。そこについては埋設分をすると、それは仮設とは認められないということで許可は出なかったというふうに認識をしております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

県庁の合同庁舎の中にあるセクションと県庁のほうにある窓口とあるわけですが、私、合同庁舎の中にそういう窓口があるのを知らないまま、県庁に直接問い合わせたんですけど、県庁の本体はそういうふうな見解を持っております。頭からトイレがだめだということではない。具体的にこういうふうなトイレを設置したいということで検討には値するというふうにおっしゃってますから、ここでこういう問題について、どうぞ引き続き追求をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、町長の見解を。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

事業者がつくったんです。町がお願いをしてつくったんです。急いでやってくれと頼んだんです。時間がないということもあって、こういう形になりましたので、これからまた県が新たに何かちょこちょここと。町の施設じゃありませんから。あくまでも主体は事業者ですからね。それを踏まえた上で、私は、おしっこをしたい人は事前にやる。中に入って待ってても、また出ても来れる。これ以上、何をすればいいというんですか。仮設ですから、あくまでも。今の空港ビルが、そのまま何十年も続く話だとは思っていません。そのうち国の制度が変われば、新しい何かをつくらないけんでしょう。そういうのを踏まえて、今の状況を、町が主導して変えるつもりはありません。事業者がそう言うてきたときは、また考えます。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

何よりも利用される町民の方、交流人口においていただく島外の方の利便性を優先して、町のほうでも積極的に動いていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

同じくトイレの問題で恐縮ではありますが、質問事項の第2、既存建屋内の男子トイレの個室の修理の問題であります。

公共の場におけるその施設の重要性は、先ほども触れているとおりではありますが、それが現在故障しまして、ウォシュレットが使えないということが長期にわたって放置されているというのが現状であります。これは非常に問題であります。事業者と執行部はそれぞれに言い分はあるようですが、5点について、それぞれ分けて伺いたいと思います。

まず一つは、既存建屋内のトイレは町が負担をしてつくったというふうに伺っておりますけれども、そのトイレの工事はいつやったのか。そして、その費用は幾らだったのか、町は幾ら負担したのか、町の負担率、これらについてお答え願います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

御質問にお答えをいたします。

既存のトイレの工事の時期、費用及び町の負担額、負担率についてでございますが、工事時期は平成20年度、費用は2,982万円、全額町の負担でございます。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

わかりました。つまり、町が全額負担してつくられたトイレ施設であるということでありませう。それ自体は、非常に利用者との関係ではありがたいことでもありますけれども、現在、こういう形でトイレが故障しているわけでありませう。

質問要旨の2番、今回のトイレの故障の内容、いつ故障したのか、そして、修理をするには幾ら金が必要なのか、以上3点についてお願いします。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

お答えをいたします。

まず、故障の時期は1年半ほど前だそうでございます。それから、故障の内容としましては、シャワートイレのノズルの故障ということでございます。修理費用は、ノズルだけの取りかえであれば2万円前後になるかと思っておりますが、基盤に影響があればもう少しかかるとのことでございます。奄美航空さんから、全部取りかえたいということで、30万円ぐらいの見積書が上がってきております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

残念ながら、1年半にわたって使えないという状態が続いているというふうな答弁でございますが、喜界町の水については、率直に言いまして、非常に詰まりやすいとはよく聞くことであります。水洗トイレにおいてはね。

そこで伺いますが、その中里地区、空港のエリアにあります上水について、水道水の性質、軟水か硬水かという問題、それと、硬水の水洗トイレへの影響はどの程度のものなのか。そして現在、全島的に軟水に切りかえる工事を行っておりますが、中里エリアは今どうなっているか。以上について答弁を求めます。

○議長（外内千里君）

水環境課長、竹内 功君。

○水環境課長（竹内 功君）

水質についてでございますが、平成29年3月21日から、硬度が100前後で供給しております。

それ以前につきましては、硬度320から330で供給しております。

トイレへの影響についてでございますが、硬度、石灰分が結晶化し付着するということは聞いておりますが、それ以外の事例については聞いておりません。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

喜界町が費用を負担してトイレを設置したのが平成20年。そして現在は、平成29年に中里エリアも軟水化しているという理解でいいですか。

○議長（外内千里君）

水環境課長、竹内 功君。

○水環境課長（竹内 功君）

平成29年3月21日から、硬度100前後の水を供給しております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

そういたしますと、現在の空港周辺におけるウォシュレットのトイレの詰まりの問題については、比較的従来よりは軽減されていると。9年前に比べるとね、現在は、こういうふうな理解もできるわけであります。商業施設におきましても結構、皆さん難儀しているみたいで、比較的温水ですと詰まりやすいと。温度が上がることによって、課長の説明にあったように、結晶ができて詰まりやすいと。これはもう理屈としてそういうふうになっているようであります。

現在、今お話になったように、平成29年から軟水化ができていますようであれば、従来に比べてトイレの詰まりはかなり軽減されているはずだと思います。急いでこのトイレについては修理をすべきというふうに考えますけども、答弁を求めます。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

修理を求めますということですが、持ち物的には奄美航空さんでございます。それを前提としまして、シャワーノズルの件ですけども、どうしても温水シャワーは、やはり目詰まりを起こす可能性があるのではないかとということで、対応をどうしようかと、そのままになっているようでございますが、今の状況等について何か改善ができることはないのか、奄美航空とも協議をしてまいりたいと思います。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

町民も困っておりますので、ぜひとも実現の方向で頑張ってくださいたいとお願ひしておきたいと思ひます。

この件につきましては、今後も、町がお金を出してつくったんだけども、そうやってトラブ

ルが起きるといふことはありうるわけですね。そこについてどういうふうにお考えかというのを最後にお答えいただきたいと思います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

平成20年度に喜界町も3,000万円近くを負担しているわけですし、それについて私たちもいろいろと言う権利はあると思っていますので、こういう状況であるということについて、奄美航空さんにも認識をしてもらいながら、こちらでできることを。いろいろ向こうとしても、民間業者ですので利益追求とかもあるかと思っています。それぞれありますけども、やはり表玄関というところでありますので、その辺、異常についてはお互い連絡をしながら協議をして対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、質問事項の3番目、老人福祉施設の民営化についてただしていきたいと思います。

先ほど町長のほうからも報告があり、実務は着々と進んでいるようでありますけども、まずこの質問の内容に入る前に、本年3月の第1回定例会の場におきまして、私が一般質問で民営化率95%と対象施設に関して議会会議録で確認するように求めたところでありましたが、双方確認しましたところ、施設長から申し出があり、会議録そのものにはこの民営化率95%の対象施設云々は記載をされておきませんでした。したがって、私の発言につきましてはおわびして取り消しをお願いしたいということをおし上げておきたいと思ひます。

さて、本題でありますけれども、本日の民営化の質問に当たりまして、この間、さまざまな行政文書、そして諸会議が開かれておきります。できるだけ略さないで、正式な文書名とか開議名で論戦をしたいと考えているわけでありましたが、議論の中で簡略化した言葉を使う場面もありますので御了承いただきたいと思ひます。

幾つかあります。一つは、喜界町の15名の民間の方に御参加いただきまして、喜界町の行財政改革をどうするかというふうなことを議論して提言をいただいております。これは正式名称は、喜界町行財政改革推進委員会提言書、これは平成16年1月に発表をされておきります。これにつきましては、議論の中で提言書という形で簡略化する場面もありますので御了承お願ひしたいと思ひます。

二つ目には、喜界町行財政改革大綱、これは先ほど申し上げました提言書を踏まえて、町役場の職員の皆さんでつくられたのが喜界町行財政改革大綱です。これは提言書を受けて、3カ月後の平成16年3月に発表されておきります。この文書につきましては、大綱だとかいうふうな言葉を使う場面もありますので、よろしくお願ひします。

それと、その後、平成16年から現在平成30年でありますので、およそ14年たっているわけで

ありますけれども、去年からこの問題につきまして、また動き出していますが、平成29年6月から動いている喜界町老人施設民営化検討委員会につきましては、民営化検討委員会、あるいは検討委員会というふうな言葉を使う場合もありますので御了解いただきたいと思っております。

もう2点ございます。

そして、去年の11月、平成29年11月には、喜界町老人福祉施設民営化基本方針が出されております。これは民営化検討委員会に参加されている皆さんが決めた方針です。これについては民営化基本方針、あるいは基本方針という言葉でやりとりをしたいと思っております。

そして最後になりますけれども、喜界町老人福祉施設民営化移譲法人募集要項、これは平成29年10月、ホームページ上に掲載をされております。これにつきましては募集要項と簡略化する場合もありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

さて、私は今般も本会議におきまして、今回の執行部の民営化の進め方、これについて大きな問題があることを指摘しております。

その一つは、今回の民営化は正当なのかどうかという問題であります。執行部は、特別養護老人ホーム喜界園について、喜界町行財政改革大綱に基づいて計画的に進めていると。こういうふうな前提に、出発点にしているわけであります。これは平成29年の第3回定例会での執行部の答弁であります。

その大綱におきましては、老人福祉施設の民営化の際には、財政面と雇用面での効果がなきやだめだよと、これを条件にしているわけであります。今進めている老人福祉施設の民営化は、この二つの条件を満たしてない。そして、そもそも振り返れば、先ほどの特別養護老人ホーム喜界園の民営化については、対象にはなり得ないのではないかということでもあります。

その大綱を決定しました大もとであります喜界町行財政改革推進委員会提言書、いわゆる提言書において、特養の喜界園、特老とも言いますが、特養の喜界園は健全な経営状況にあるとして、一言も民営化については言及をしていないわけであります。

雇用面につきましては、既に民営化した近隣の自治体の経験では、民営化の3年間で100名の方が退職をされておるという事例も紹介しております。民営化に対して過大な期待は禁物であるということです。御存じのように、現在、町内におきましても、民間施設で人手不足が起きております。多くの民間施設が苦勞していると。これは御存じのとおりかと思っております。

以上、この大綱だとか一連の流れを見ますと、その中で老人福祉施設の喜界園を民営化しようと今、強引に進めるのはいかななものかというふうな結論を申し上げざるを得ません。

二つ目には、町民の共有財産の取り扱いの問題であります。特に財政面におきましては、老人福祉施設は黒字基調の健全経営であるというふうに提言書では紹介しているわけであります。この間の老人福祉施設事業特別会計の基金積立高は、過去7年間で約2億1,400万円にも達している。喜界園の民営化は、大綱が求める財政面の効果という点で言えば、喜界園を手放すことによって、財政面での貢献どころか、今入ってきているのは、平均しますと、単純になりますと、毎年3,000万円の黒になっている。基金が積み上がっているわけですね。これをなくすと逆効果にならないかという問題であります。そして、町民の皆様からも、この特老の喜界園について、これだけ黒字になっているということは知らなかったという声を多く聞くのが現状であります。

町は、こういうふうな現状にありながら、今回の民間移譲に対して、土地は無償で貸す、そして、建物については無料で譲渡するという基本方針で動き出し、募集をしているところであります。果たしてこれでいいかという問題であります。

では、こういう資産の扱いはほかの自治体ではどうかということでもありますけれども、私は近隣自治体の状況についても調べてみました。既に民営化されております徳之島町の徳寿園がありますけれども、そこを運営しております社会福祉法人の責任者と先日会ってまいりました。どうだったのかということでもあります。そうしますと、海岸沿いにありました旧徳寿園については、町のほうとしては無償で、無料で貸すというふうなことでスタートしている、これは間違いありません。ところが、徳之島町の固有の事情があったようでありまして、結果としましては、この社会福祉法人は鹿児島県から2億9,000万円の補助を受けながら、総額7億5,000万円で新徳寿園、現在多くの方が見学している施設ですね、これを建てています。25年の12月から旧徳寿園に入っても、2年半後には新しい施設を自分たちで建てて移動しているわけですね。こういうふうな財政事情にあると、財源の事情があるということでもあります。

また、これも御紹介いたしました、奄美市旧笠利町の笠寿園につきましては、奄美市のほうが、いわゆる指名競争入札をしまして、約2億2,000万円で処分した、これは先般紹介したとおりであります。

つまり、ほかの自治体におきましては、それぞれの施設、町民の大事な財産について、極めて丁寧に、少なくとも幾らかでも収入を得るという努力をされているところでもあります。ところが残念ながら、喜界町の今般の募集要項は、全て無料で貸す、無償で譲渡すると、こういうふうな状況になっています。これで果たして本当にいいのかということでもあります。

加えて、本年3月の第1回定例会におきまして、町長はこういうふうに答弁しております。「行財政大綱は金科玉条ではない。合併しないで喜界町が生き残るためには、その大もとが違わなければ、大綱を金科玉条としなくてもよい」との趣旨で発言されているわけです。しかし、その発言はですね、みずからが今回の特別養護老人ホーム喜界園については喜界町行財政改革大綱に基づき計画的に進めていると。これは昨年3月の第3回定例会での執行部の発言であります。そのこととは矛盾をし、反することを前回のところでは、つまり大綱はどうでもいいんだと、自分はやるんだということをおっしゃっているのではありませんか。

私は、そういう手続をきちんととってほしいですね。やはりきちんと、そういういわゆる町政の運用をとることによって、この提言書の作成にかかわった町民の皆さんや、そして多くの住民の皆さんに共感を持って民営化を進められるということになるのではなからうかと思っております。

私はこれらの問題点だけでも、特養喜界園の民営化は改めてその是非から検討するべきだというふうに考えます。執行部が、昨今の介護保険の情勢だとか、あるいはさまざまな情報をもって民営化が必要だと。これはこれで大いに結構な議論ですが、その前にきちんと入口を整理して、その上で改めて民営化の是非を議論すべきではないかと思えます。

この間の議論で新たにたすべき点が出てまいりました。民営化基本方針を審議しました喜界町老人福祉施設民営化検討委員会への町民への公開の問題です。これは議会のほうから公開に努力すべきと、傍聴を認めるべきだという強い要望のもとで、公開をするかしないかという

ことで、前回の議論の中では公開をしたというふうにおっしゃっているわけではありますが、その点について私はたします。

具体的に3点。①となっておりますが、この検討委員会を開催した日時、開催した場所、出席者の人数、そして傍聴者は何名お見えになったか、これをまずお聞きします。数字ですので、できるだけゆっくり答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えします。

委員会の開催日時等についてですが、民営化検討委員会は6月から11月までの期間で4回開催しました。第1回目は、平成29年6月28日水曜日午後6時から、役場集会室兼多目的室で開催しました。参加者は13名でした。第2回目は、平成29年7月28日金曜日午後6時から、中央公民館で開催いたしました。参加者は12名でした。第3回目は、平成29年10月6日金曜日午後6時から、役場集会室兼多目的室で開催しました。参加者は12名でした。第4回目は、平成29年11月20日月曜日午後6時から、役場集会室兼多目的室で開催しました。参加者は12名でした。傍聴者は、4回の開催で1名でした。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

多くの町民が非常に興味を持っておりますこの民営化問題、これについて、結局4回やって1名の方しか傍聴できなかった、しなかったということになるんですが、これは公開をして傍聴人を設けたというふうに評価されているんですか。この実態で。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

公開をしたことは間違いないと思っています。ただし、事前に周知ができなかったことは反省すべきかなと思っています。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

そのとおりなんですよ。事前に町民には何も知らされていない。そして、例えばきょうの議会だって、きょう何名見えているかわかりませんが、見えております。しっかりと議会事務局のほうから防災無線を通じて「やります」と、「ぜひ傍聴に来てください」と、こういうふうな場を情報提供しているわけですよ。そして、傍聴したい方はお見えになると。これでいいんだけど、今回の民営化検討委員会は、町民には全く知らせず、こういうふうな防災無線もあるのに、それで椅子を並べて公開したという評価はいかがなものかと思います。それは単に

考え方云々ちゅうことではなくて、基本的な姿勢の問題だと思うんですよ。基本的な姿勢。

関連しまして、③、議事録はつくりましたか。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

議事録は作成しているかについてですが、検討委員会の目的及び性格などから、決定した事項をコンパクトに箇条書きでまとめた方式にて作成しております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

議事録はつくられたということですね。この内容については特に今は触れませんが、基本的にそういうふうな場合の会議、審議会の議事録をつくるかつからないか、町のルールはどういうふうになっていますか、基本的なルールは。つくらなくてもいいんですか、つくりますか、メモでもいいんですか。答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

検討会とか委員会の内容にもよりますが、基本的に事務局のほうが、作成するか否か、または記録方法、方式、様式、全て事務局のほうで任意で作成しております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

議事録をつくるかつからないかは任意、ケース・バイ・ケースであるというのが、現在の慣習、ルールということですね。わかりました。

それでは、公開をしたということですが、非常に残念ではありますが、実態としては、公開をして町民の皆さんの傍聴できる環境をつくれないうまま、この民営化の検討委員会は済んだというふうには言わざるを得ません。

そして、今回の民営化の大もとになっておりますのは、町長も時々触れられますけども、いわゆる平成の大合併、その中で喜界町がどうやって生き残っていくのかというのが大もとにあります。その後、さまざまな町民と役場の職員の皆さんの英知を集めて提言書をつくり、大綱をつくったと、こういう流れの中にあると思うんですね。

私が問題にしておりますのは、行財政改革大綱そのものが云々ではなくて、それにきちんと沿って町政を運営してほしいというのが私が一貫して言っていることであります。そこで、行財政改革大綱について、当時からずっと、職員の立場も含めてかかわってきました嶺副町長に、

その行財政改革大綱についての思いとかあれば御所見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

○議長（外内千里君）

副町長、嶺 義久君。

○町長（川島健勇君）

通告にありますか。

○3番（良岡理一郎君）

ありません。

○町長（川島健勇君）

ないんだったらいいんじゃない。

○議長（外内千里君）

これは関連ということで認めたいと思います。

副町長、嶺 義久君。

[副町長嶺 義久君登壇]

○副町長（嶺 義久君）

町長から許可が出ましたのでお答えします。

後ろにも控えておりますけれども、行財政改革対策室というのを総務課で設置いたしました。当時、私と、後ろの行政管理室の中村行政管理監と福島 悟が担当したところです。

当時、国は、いわば、今もそうですけれども、多額の債務を抱えております。そういうことから、どうしても地方にかかる財政負担を少なくしたいということで、とりあえず合併ということはかなり強いてきたんですね。それで、大方のところは合併をしたと思います、全国ですね。3分の1ぐらいになっているんじゃないかなと思います。

群島内でも当時、委員会をつくりまして、名瀬で何回も会議を持ったところです。当時14市町村だったんですけれども、その中で町も出まして、やったんですけれども、結局は当時もう合併はしないということで当初は我々も、合併について17会場で説明をしまいいりました。財政からその効率についてですね。

ですけれども、どうしても、町としてアンケート調査とかやって、町は、削減されても、とにかく大島本島と合併したらすごいギャップが生じるということで、合併しないことを決めました。そういうことで国は、我々に流している地方交付税を大幅に削減してくるんじゃないかなという懸念もありまして、とりあえず我々町としても、行政のスリム化に取り組もうということで、取り組んできたところです。それが行財政改革推進委員会の設置につながっていくんですけれども。

そういうことで、まず行政にかかる財政的な負担は我々人件費で、それから事務にかかる経費ですね、どうしてもそれを削減していく必要があるんじゃないかなということで、当時職員が200名を超えていましたが、現在は150名強だったと思います。我々もそういう形で対策を進めてきたところです。

当時は、まず人件費の削減については、やはり民間でやったほうがいい施設は民間でやったほうがいいだろうと。最初に上がったのが老人ホーム、それから給食センター、保育所です。

そういった過程で、民間でできる分については民間でやろうということで、いろいろ委員の方々からも提言がございまして、やってきたところです。事務的経費については、職員の諸手当とか委員の手当とかそういったのも削減し、議会についても、我々執行部から言うことはできませんけども、陳情という形でやっていただきまして、議会のほうも積極的に取り組んでいただきまして、今の議会の人数になったところです。

そういうことで、我々、いろんところで取り組んできました。保育所、それから給食センターについては順次、正職員も臨時職員に切りかえていったりとか、そういう形で時宜が来たところに民営化をやったところです。老人ホームが一番最後になったんですけども、議員は大綱の中に書かれていないとおっしゃってますが、それも書かれています。もう一度私と一緒に確認してもいいですけども、この議会が終わってからですね。そういう形で老人ホームについても進めていこうと。

老人ホームは施設も新しかったんです。今おっしゃるように黒字もありました。でも、赤字になってからは民間は引き受けません。建物がぼろになってからも引き受けません。やはりいいうちに、民間がどうしても引き受けたいというときにやはりやるべきじゃないかと。本当に進めてきて、遅いんじゃないかなと思ってるんですけども、我々としてはですね。そういう形でこれにかかわってきた者、今はこの席にいますけども、当時係長、そういう若い世代で取り組んできたところです、内部はですね。

外部の方には、きょうはここに来ていらっしゃるんですけども、喜久先生を筆頭に、委員長になっていただきました。説明会をして回ったんですけども、先ほどの合併の関係も、町に対して本当に率直に意見を言ってくれる方々を選任しまして、何回かかけて15名ほどに絞って委員になってもらったところです。喜久先生にも、対策室の3人で、町長の許可ももらって直々会ってお願いしに行き、委員長を引き受けていただけました。それからもう亡くなりましたが、諸岡さんとかいろんな方がいらしたんですけども。

そういう思いで提言はまとめました。その提言の中にも書かれております。多分、認識の仕方が議員と少し違っているかもしれませんが、大綱にも書かれておりますので、また後で、議員と一緒に確認できればと思っております。

そういう形で、老人ホームが民営化できれば、今おっしゃるように、経費としてはかなり削減して、コンパクトな自治体としてやっていけると思っていますので、今後ともこれについては一生懸命邁進していきたいと思っておりますので、議員の方々にも御理解をお願いしたいと思います。ぜひ良岡理一郎さんにも理解していただいて、同級生でもありますので、また喜界島を盛り上げていければいいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

副町長には、文書の質問通告ではなく、先ほど口頭でお願いして答弁いただきました。ありがとうございます。

それで、私の民営化にかかわる質問事項の質問要旨の2番であります。最後になります。

今回、去年の6月議会からこれで4回目になりますかね、この特老の問題についてはやらせ

ていただいているわけでありますけれども、先ほど総括的に質問させていただきましたように、この特老喜界園については、町長もお認めのとおり、行財政改革大綱との整合性、それに基づいて、今回の特老喜界園は民営化するんだという流れではなくて、いわゆる大綱は、大きく言えばまさに全体の方針であるから、その趣旨に合えばいいんだというふうな解釈でいるわけです。ただ、私は、町政というのは一つずつ、対外的に発表している文書のとおり丁寧に進めることが非常に大事だと思うわけであります。ですから、その提言をまとめた方とか、あるいは大綱を見ている方たちは、やはりおかしいと、反対というふうになるわけであります。その進め方が一つ大きな問題になっているということではないでしょうか。

二つ目には、町民の財産の処分方法、これも先ほど触れましたので細かくは言いませんが、あと民営化検討委員会、これについても公開したとおっしゃっている。先ほどの事例ですよ。結局4回やったって一人しか傍聴していない。そして町民にはお知らせしない。こういうふうなやり方の町政運営でいいのかと、こういう問題であります。

私としてはとても看過できるものではありません。改めて、その民営化の是非から検討すべきではないでしょうか。丁寧な町政というのは今回の問題に限りません。今後もさまざまな問題が出てくるわけでありますので、ぜひともここで基本的な丁寧な町政のあり方についてお願いをしたいと思います。

最後に町長の答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

御質問の、民営化の是非から検討すべきではないかについてですが、次のようなことから、改めて民営化が必要であると考えております。

1、市区町村が運営する特別養護老人ホームは、全国で5%未満となっていること。

○3番（良岡理一郎君）

質問に答えてほしいんですよ。

○議長（外内千里君）

この質問の要旨、通告はそのような内容ですので、お待ちください。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

よろしいですか。

2、社会福祉法人が社会福祉事業の主たる担い手として築き上げたノウハウや経験をもとにサービスの向上が期待できること。3、老人福祉施設民営化検討委員会における検討・調査の結果、民営化の妥当性が高まったことにより、民営化基本方針が策定されたこと。4、老人福祉施設移譲法人選定委員会において応募法人が高い評価であったこと。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

私は、この質問要旨の2番でお伺いしているのは、基本は幾つか理由があるんだけど、町政の進め方を問うているわけでありまして。町長、一言ありませんか。

○町長（川島健勇君）

意味がわからん。

○3番（良岡理一郎君）

そうですか。

○議長（外内千里君）

ちょっとお待ちください。私語は慎んでください。

町長、どうされますか。

○町長（川島健勇君）

質問の趣旨がわからない。

○議長（外内千里君）

ただいま、質問の趣旨がわからないということですので、もう一度お願いします。

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

趣旨がわからないという割には、課長は答弁できますね、施設長は。趣旨がわからないのに、施設長は答弁ができる。町長はわからないと。改めてもう一度申し上げます。

議長、後ろから不規則発言をとめてください。

○議長（外内千里君）

私語は、皆さん慎んでください。

○3番（良岡理一郎君）

この特老喜界園の民営化については、町長もお認めのとおり、行財政改革大綱との整合性、行財政改革大綱にのっとって今回の民営化があるんだということで出発したんだけど、今回の議論で言えば、町長も前回の議会の答弁の中で、大綱には関係なく、私は自分の思いとしてやるんだということをおっしゃっているわけですよ。これは議事録に残っておりますし、マスコミでも報道されております。これは極めて乱暴な町政運営じゃありませんかということを行っているわけです。ポイントはそこです。町政の運営のあり方として、もっと丁寧に進めれば、多くの町民だとか、私も含めて議員の多数が町長の施策に賛成する中で町政を運営できるのではないかということをおしは申し上げているわけです。どうぞ。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

大綱ができたのは私が町長になる前でございます。行政は継続性が大事ですが、あなた方も私も、4年で選挙があります。変わることも必要なんです。だから、大枠で基本的に継続しますけど、16年っていえば私は関係ないころです。それに縛られろと言っているように聞こえるから違うんで。私はその流れの中で、職員も臨時にしてきたという流れもあり、私の、できるだけスリム化して、国の交付税が減らされても立ちゆくような町政にしたいという思いもあって言っていることで、何もあなたまでわかってほしいとは思いませんが、多くの町民にはわか

っていただいていると思っています。

以上。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

町長の思いは、前段部分については全く同じなんです。ただ一つ違うのが、そういうふう
に従来我々の先輩たちが14年前につくっている助言、提言書なり、あるいは大綱があるわけ
ですから、これに沿って、この流れの中で、やれない新たな環境ができていくのは重々承
知しております。介護保険法も相当変わりました。そのことによって、住民もそうですし、行
政も大変な思いをしていると。これは共通の認識なんです。そういうふうな環境の中で、
改めて特別養護老人ホームをどうするんだというふうな議論を改めてすべきなんですよ、町長
の施策として。私はそういうふうに思います。

答弁がなければこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（外内千里君）

以上で良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開時間は10時45分からしたいと思います。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（外内千里君）

会議を再開いたします。

一般質問、続いて、公園施設のバリアフリーについて、幸 一美君の発言を許可します。

幸 一美君。

[幸 一美君登壇]

○7番（幸 一美君）

おはようございます。良岡議員に引き続きまして、一般質問を申し上げます。

今回の質問は、平成23年9月議会において申し上げましたスギラビーチのバリアフリーの件
ですが、今日まで懸案事項となっておりますので改めて質問させていただきます。

平成7年に開園しました臨海公園は、ガーデンゴルフ場、多目的広場、スギラビーチを有し、
町民に新たなライフスタイルを提供し、健康づくりやコミュニティ広場として多くの町民に利
用されてきているところであります。また、公園の一部、多目的広場、スギラビーチが、昨年
3月7日に国内で34カ所目の国定公園に指定され、本町にとっては、自然環境の保全のみなら
ず、観光資源としての可能性に大きく貢献するものと期待をしているところであります。

このような中、課題がないわけではございません。スギラビーチに設置されております階段
型消波ブロック、いわゆるテラスブロックの持つ問題点がその一つであります。スギラビーチ
はもともと自然に形成されたリーフを破碎してビーチを拡張したもので、設計段階で拡張に伴
う水域環境保全に重点を置きブロックを設置したものであり、台風の波による陸地の浸食を防
ぐというものであります。そのブロックが利用者にとって必ずしも安心安全、利便性につな

がるには、障害になっていると言わざるを得ません。ブロックの段差が30センチと高く、障がい者、または高齢者、小さな子供さんには転落・転倒の危険性があると聞きます。健常者にとっては問題にならないことでも、弱き者や小さき者に手を差し伸べ、皆が安心して利用できる施設を整えること、それこそが行政の使命と言えるのではないかと考え、次の2点について伺います。

1点目、スギラビーチの階段型消波ブロックに手すりの設置が必要と思いますが、伺います。
2点目、同様に車椅子の利用者や高齢者、障がい者の皆さんのためのスロープの設置が必要と思いますが、以上2点について明確な回答を求めます。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

ただいまの御質問についてお答えをいたします。

空港臨海公園につきましては、20年以上が経過をしております。そのため経年劣化が見られます。今年度より役場内において、総合的な改修に向けた検討委員会を立ち上げたところでございます。開園当時の島内環境、それから利用者のニーズに違いがあることから、これから先の利用者のニーズをしっかりと捉えながら、安全、景観等に配慮した空港臨海公園全体構想の中で、広く町民の意見を伺いながら、高齢者、障がい者の方も利用しやすい施設として、スロープや手すり等についても、多様な利用形態を含めた形で総合的に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

幸 一美君。

○7番（幸 一美君）

改修工事の検討をされているということではありますが、過去にこの臨海公園の中で事故等の報告というのはございましたでしょうか。もしおわかりでしたら、お願いいたします。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

私が把握する限りではございませんけれども、個人的に、海で溺れたりとか、そういう現場に居合わせたことは私もございます。ただ、階段等で転んでけがをしたとか、そういう報告は私のところには入っておりません。

○議長（外内千里君）

幸 一美君。

○7番（幸 一美君）

ありがとうございます。問題は、この改修工事がどこまでされるかということですが、階段型消波ブロックですので、やはり安全性ということですね。そういった問題で、例えば行政のほうに管理責任とか賠償問題、そういったことに発展しかねないとも考えられます。そういったこともありますので、その辺を含めて、やはり安全というものに重点を置いた改修工事を。

先ほどから申し上げますように、障がい者とか高齢者といった方の立場になって、こういった方が本当に利用しやすいような施設をつくっていただきたいと思います。

事故がないことは確かにいいことです。もちろん事故はないほうがいいわけですが、起きてからでは遅いわけですから、その前に対策をしていただきたいと思います。改修工事の計画、その辺をまた見きわめながら、今後また質問等したいと思いますが、ぜひ利用される方の身になって施設の改修をお願いしたいと思います。

それでは次に移ります。

スロープの件も同じようなことですが、やはり今、車椅子を利用する方が増えています。そういう方はなかなか海に行きたくても海に行けないということがあります。平成23年の9月議会の提案でも、安全面を考慮して検討しますということでしたけども、安全面を考えれば、今、砂浜との高低差が大体2メートル30ぐらいあります。それで、車椅子の自力走行の勾配が8.3%と言われていています。現在、階段と階段の間が40メートルあります。そこを斜めに30メートルとりますと、7.6%ぐらいの勾配でいけると。そうしますと車椅子の方も自力で走行が可能ということになります。

そういったことで、技術的なことは技術の方にお任せしますが、そういった可能性があるとなれば、ぜひ弱い立場の皆さんのためにもスロープを設置していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

今、役場内に検討委員会を立ち上げております。その中で、企画、それから建設課関係、生涯学習課関係とかありますので、そこに保健福祉課も含めて、いろいろな形で配慮できるように検討してまいりたいと思います。

○議長（外内千里君）

副町長、嶺 義久君。

[副町長嶺 義久君登壇]

○副町長（嶺 義久君）

車椅子が砂浜に入るようにという要望があるみたいですが、車椅子が砂浜に入ると動けなくなるんじゃないかなと思うんですけど。めり込んでしまってますね。

我々は四輪駆動の軽トラックでもなかなか動けないので、もしスロープでもやって入ってしまったら、戻れなくなる可能性もあるんじゃないかなと思ったりもします。例えば、一人で行ったときなんか。誰か付き添いがいても、多分動けなくなると思います、車椅子は。

それはまたほかに、つえをつく人とかそういうことを考えてのことだとは思いますが、いろいろな弊害も生じてくるんじゃないかなと思ったりはしています。

○議長（外内千里君）

幸 一美君。

○7番（幸 一美君）

今、副町長からもお話がありましたけれども、要は、今の階段ではそういった者もおりこ

とはできない、高齢者の方でも膝が悪くて30センチの段差でも、上るのはいいんですけど、おろるのは負担がかかります。そういったことで、車椅子に限らず、高齢者の方もスロープがあったほうがおろしやすいと。車椅子のほうも、施工するほうの技術的な面で対応はできるだろうと思います。砂浜の中まで行くっていうんじゃなくて、砂浜におりるまでのスロープ。そこからは何とか人の助けでも行けるでしょうけど、今の階段は人の助けを利用して大変なことだと思います。転倒ということで、車椅子は。そういうことでスロープは車椅子を利用する方もということで申し上げています。その辺はまた土木の皆さんとかで。いろいろ技術的な部分があると思いますが、その辺はまた考慮していただいて何とか技術面と、安全面というのを重点にして。せっかくつくっても、事故があったら大変ですから、事故がないような施工を考えていただければと思います。

砂浜のほうでターンできるような何かをつくるというようなのはできると思います、当然。砂浜に入ったらもぐったら大変ですから、そこに行く前に、そういった踊り場をつくっていただくとか、いろいろあると思います。予算面もあるでしょうけども、そういったことを含めて、何とかそういったものを設置していただくと。

やはり公園というものは、私が思うには、階段というよりも全部スロープがいいと思うんです。階段をつくるよりはスロープのほうが。スロープのほうが全ての方が共有して利用できると。階段というのは、健康な方はとんとん入っていきますけれど、今言ったように、障がい者、高齢者というのはなかなか階段を利用しづらい。ですから、これからのそういった公園的なものには、階段よりもやはりスロープの設置のほうが私はいいと思っています。

その辺もまた御検討いただいて、今後そういった改修事業についてはどうされるか検討していただきたいと思います。

○議長（外内千里君）

いいですか。それに答弁が要りますか。

○7番（幸 一美君）

それでは、改修工事の検討委員会に、せっかくの改修ですから立派な公園に改修していただくようにぜひお願いをして、私の質問をこれで終わらせていただきます。どうぞよろしく願いします。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

ただいまの質問に合ったような方向で、行政の案ができたなら、できれば障がいの関係者の意見を聞いたり、できるだけ丁寧な案をつくらうと思っていますので、よろしく願いします。

○7番（幸 一美君）

できるだけ多くの方の意見を聞いて、皆さんが本当に利用しやすいような環境づくりをぜひお願いしたいと思います。

○議長（外内千里君）

これで、幸 一美君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了します。

- △ 日程第5 承認第1号 平成29年度喜界町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
- △ 日程第6 承認第2号 平成29年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- △ 日程第7 承認第3号 平成29年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- △ 日程第8 承認第4号 平成29年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- △ 日程第9 承認第5号 平成29年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- △ 日程第10 承認第6号 平成29年度喜界町屠畜場事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- △ 日程第11 承認第7号 平成29年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- △ 日程第12 承認第8号 平成29年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- △ 日程第13 承認第9号 平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

○議長（外内千里君）

日程第5、承認第1号、平成29年度喜界町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてから、日程第13、承認第9号、平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、以上9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、承認第1号、平成29年度喜界町一般会計補正予算（第10号）ほか8件について御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

まず、承認第1号、平成29年度喜界町一般会計補正予算（第10号）でございますが、歳入歳出それぞれ4億7,003万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億5,597万8,000円とするものでございます。

継続費の変更につきましては、8ページの第2表、継続費補正のとおり、衛生費の廃棄物処理施設整備費の総額及び年割額を増額するものでございます。

繰越明許費の変更につきましては、9ページの第3表、繰越明許費補正のとおり、追加するものは総務費のホームページリニューアルリース料でございます。また、変更するものは、事業費確定に伴いまして、戸籍システムリース事業、マテリアルリサイクル推進施設事業、簡易水道特別会計繰出金、公営住宅ストック総合改善事業、学校施設環境改善交付金事業、農業用

施設災害復旧費、9月豪雨災害復旧費をそれぞれ減額し、道路橋梁災害復旧事業を増額するものでございます。

地方債の変更につきましては、10ページの第4表、地方債補正のとおり、事業費確定に伴いまして、過疎対策事業債、辺地対策事業債、学校教育施設等整備事業債、災害復旧事業債をそれぞれ減額し、緊急防災・減災事業債を増額するものでございます。

それでは、2ページから7ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について説明申し上げます。

歳入の増でございますが、2ページをお願いします。

町税3,360万円、地方譲与税1,070万9,000円、利子割交付金52万6,000円、配当割交付金75万4,000円、株式等譲渡所得割交付金40万円、地方消費税交付金2,362万4,000円、自動車取得税交付金593万6,000円、地方特例交付金41万6,000円。3ページに行きまして、地方交付税4,085万3,000円、分担金及び負担金79万3,000円、使用料及び手数料136万7,000円、国庫支出金4,257万8,000円、寄附金625万3,000円。4ページに行きまして、諸収入3,805万9,000円を増額いたしました。

一方、減額でございますが、3ページに行きまして、県支出金4,407万3,000円、財産収入155万4,000円、4ページの繰入金2億5,897万9,000円、地方債3億7,130万円を減額いたしました。

歳出の増額でございますが、5ページに行きまして、総務費9,532万4,000円を増額いたしました。

一方、減額でございますが、議会費162万5,000円、民生費9,208万9,000円、衛生費3,731万2,000円、農林水産業費7,260万7,000円。6ページの商工費783万8,000円、土木費2,180万5,000円、消防費808万5,000円、教育費1億4,579万9,000円、災害復旧費1億5,445万5,000円。7ページの公債費2,374万7,000円をそれぞれ減額いたしました。

歳出の増額につきましては、ふるさと寄附基金費及び公共施設整備基金費の積立が主な増額の要因でございます。一方、減額につきましては、各種事業等の執行残でございます。

次に、承認第2号、平成29年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ6,955万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,253万9,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ144万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,355万2,000円といたしました。

事業勘定の減額の主な理由は、保険給付及び保険事業費の減額に伴うものでございます。直営診療施設勘定の減額は、執行残でございます。一般会計からの繰入金は243万9,000円を減額し、1,241万4,000円となっております。

次に、承認第3号、平成29年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ5,444万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,719万6,000円といたしました。減額の主な理由は、保険給付費の介護サービス等諸費が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、承認第4号、平成29年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ82万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,372万

1,000円といたしました。後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴うものでございます。

次に、承認第5号、平成29年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）でありますが、歳入歳出それぞれ1,560万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,943万2,000円といたしました。減額の主な理由は、施設介護サービス事業費の執行残によるものでございます。

次に、承認第6号、平成29年度喜界町屠畜場特別会計補正予算（第3号）でありますが、歳入歳出それぞれ31万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ433万8,000円といたしました。減額の主な理由は、総務管理費の執行残によるものでございます。

次に、承認第7号、平成29年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でありますが、歳入歳出それぞれ1,262万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,021万5,000円といたしました。減額の主な理由は、一般管理費の執行残によるものでございます。

次に、承認第8号、平成29年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でありますが、歳入歳出それぞれ235万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,354万円といたしました。減額の主な理由は、施設管理費の執行残によるものでございます。

次に、承認第9号、平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でありますが、歳入歳出それぞれ725万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,855万4,000円といたしました。減額の主な理由は、一般管理費の執行残によるものでございます。

以上9件について御報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

承認第1号から承認第9号までの9件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号から承認第9号までの専決処分の承認を求める件、9件を一括して採決します。

お諮りします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、平成29年度喜界町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてから、承認第9号、平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてまでの9件は、承認することに決定いたしました。

△ 日程第14 承認第10号 喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

△ 日程第15 承認第11号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

△ 日程第16 承認第12号 喜界町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（外内千里君）

日程第14、承認第10号、喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第16、承認第12号、喜界町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

承認第10号、喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分ほか2件につきまして御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

まず、承認第10号、地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、町民税の均等割非課税限度額の引き上げ、加熱式たばこにかかわるたばこ税の規定の新設、たばこ税の税率の引き上げなどに伴う地方税法の改正に合わせて規定の整備を行うものであり、また、認可地縁団体及び特定非営利活動法人で収益事業を行わないものについては法人町民税の均等割を課さない規定を新設するものであります。

次に、承認第11号、地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

理由、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村では都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付するため、保険税を賦課徴収することになりました。この制度改正に伴う条例改正と地方税法施行令の改正及び国民健康保険法施行令の改正に伴うもので、平成30年度分の国民健康保険税から低所得者にかかわる保険税軽減の対象、5割軽減及

び2割軽減の拡大、軽減判定所得の見直しをし、国民健康保険税の負担軽減策を講じるための改正を行うものであります。

承認第12号、地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めます。

理由でございますが、介護保険法の一部改正により、総合事業、介護予防、日常生活支援総合事業という新たなサービスが開始されており、同事業の開始猶予期間が平成30年3月末日までとなっていたことから、早急に改正を行う必要がありましたので専決処分をさせていただいた次第であります。

以上3件について御報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

承認第10号から承認第12号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから承認第10号から承認第12号の専決処分の承認を求める件3件を一括して採決します。

お諮りします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号、喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから、承認第12号、喜界町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの3件は、承認することに決定いたしました。

△ 日程第17 報告第2号 喜界町障害者計画について

- △ 日程第18 報告第3号 継続費繰越計算書について（一般会計）
- △ 日程第19 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- △ 日程第20 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（屠畜場事業特別会計）
- △ 日程第21 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）

○議長（外内千里君）

日程第17、報告第2号、喜界町障害者計画についてから、日程第21、報告第6号、繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）まで、以上5件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

報告第2号、喜界町障害者計画について御説明申し上げます。障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、喜界町障害者計画を別紙のとおり策定しましたので、同条第8項の規定により報告するものでございます。この計画は、平成30年度から平成35年度までの6年間について、障害者の自立及び社会参加を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定したものでございます。

次に移りまして、報告第3号、平成29年度喜界町一般会計補正予算（第10号）第2条の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

繰り越した継続事業は、廃棄物処理施設整備費3億3,605万8,000円でございます。

次に、報告第4号、平成29年度喜界町一般会計補正予算（第9号）第3条及び（第10号）第3条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、総務費の奄美群島成長戦略推進交付金事業8,000万円、ホームページリニューアルリース料216万6,000円、戸籍システムリース事業335万6,000円、衛生費の屠畜場事業特別会計繰出金317万円、マテリアルリサイクル推進施設事業5,954万3,000円、簡易水道事業特別会計繰出金680万円、土木費の池治湾当原線改良事業3,400万円、喜界島港志戸桶地区高潮対策事業2,600万円、公営住宅ストック総合改善事業1,412万7,000円、教育費の学校施設環境改善交付金事業4,240万円、埋蔵文化財発掘調査事業1,500万円、災害復旧費の農業用施設災害復旧費1億5,253万7,000円、9月豪雨災害復旧費3億7,683万2,000円、道路橋梁災害復旧事業5,804万5,000円でございます。

報告第5号、平成29年度喜界町屠畜場事業特別会計補正予算（第2号）第1条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、屠畜場事業317万円でございます。

次に、報告第6号、平成29年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）第1条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、簡易水道事業980万円でございます。

以上5件、報告申し上げます。

○議長（外内千里君）

以上で報告を終わります。

△ 日程第22 議案第40号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（外内千里君）

日程第22、議案第40号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第40号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億1,600万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億1,250万2,000円とするものでございます。継続費の変更につきましては、4ページの第2表、継続費補正のとおり、廃棄物処理施設整備費の総額及び年割額を増額するものでございます。地方債につきましては、5ページの第3表、地方債補正のとおり、一般廃棄物処理整備事業債を減額し、小災害復旧事業債を追加するものでございます。

それでは、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の各款の増額について説明申し上げます。

歳入でございますが、国庫支出金3,732万1,000円、県支出金155万1,000円、繰入金3,883万円、諸収入220万円、町債3,610万円、全て増額するものでございます。

次に歳出でございますが、3ページに行きまして、総務費385万円、民生費1,990万9,000円、衛生費1,199万6,000円、農林水産業費322万3,000円、商工費202万4,000円、全て増額し、災害復旧費を7,500万円追加するものでございます。

次に、歳入歳出の各項目の主な増減について申し上げます。

歳入の増額についてですが、8ページに行きまして、国庫支出金の衛生費国庫補助金1,748万1,000円、県支出金の総務費県補助金231万円、繰入金の財政調整基金繰入金3,883万円、諸収入の雑入220万円を増額し、国庫支出金の農林水産業費国庫補助金1,984万円、町債の災害復旧事業債4,160万円を追加するものでございます。

一方、減額でございますが、県支出金の農林水産業費県補助金75万9,000円、町債の過疎対策事業債550万円を減額するものでございます。

次に、歳入の増額でございますが、9ページをお願いします。総務費の総務管理費385万円、民生費の社会福祉費120万円、保健福祉費50万9,000円。10ページに行きまして、児童福祉費1,820万円、衛生費の清掃費1,199万6,000円、農林水産業費の農業費303万6,000円。11ページの林業費18万7,000円、商工費202万4,000円を増額し、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費7,500万円を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、議決していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第40号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第23 議案第41号 喜界町災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定について

△ 日程第24 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

△ 日程第25 議案第43号 過疎地域自立促進計画の一部変更について

○議長（外内千里君）

日程第23、議案第41号、喜界町災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定についてから、日程第25、議案第43号、過疎地域自立促進計画の一部変更について、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第41号から第43号まで、一括して御説明申し上げます。

議案第41号、喜界町災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

昨年の台風、大雨被害を教訓に、災害時に要請を受けた作業員が損害をこうむった際の補償に関する条例を制定し、町内の建設業者と応急対策に係る協定を締結して、災害時の応急措置体制を強化するためであります。

次に、議案第42号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

議案第42号の主な変更理由といたしまして、早町港休憩所整備事業の事業費の追加、坂嶺生活館修繕事業の事業費の追加をしたいので、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第8項の規定により、総務大臣へ総合整備変更計画を提出する必要がありますので、議会の議決を求めます。

次に、議案第43号、過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

説明ですが、区分、産業の振興において、荒木漁港水産物供給基盤整備事業の事業費を追加、

区分、生活環境の整備において、町営住宅解体事業の事業費の追加をしたいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第41号から第43号まで一括して説明いたしました。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第41号、喜界町災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定についてから、議案第43号、過疎地域自立促進計画の一部変更についてまでの以上3件は、お手元に配付してあります付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第26 議案第44号 水槽付小型動力ポンプ積載車の物品売買契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第26、議案第44号、水槽付小型動力ポンプ積載車の物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第44号、財産取得について御説明申し上げます。財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容ですが、契約目的は水槽式小型動力ポンプ積載車早町分団用を購入する。契約の方法は指名競争入札。契約金額は2,589万8,400円。契約の相手方は、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二でございます。

指名業者につきましては、株式会社ナカムラ消防化学、株式会社鹿児島消防防災、鹿児島森田ポンプ株式会社の3社でございます。

なお、納品につきましては、平成31年2月28日、来年の2月28日を予定しております。

消防ポンプ自動車早町分団用については、購入後21年が経過しており、車体の経年劣化及び修繕も増えており、団員が災害現場で安全、確実な活動を行う上で水槽式小型動力ポンプ積載車の更新が必要となっております。

以上、御審議の上、議決していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号について、採決します。

お諮りします。

本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号、水槽付小型動力ポンプ積載車の物品売買契約の締結については可決されました。

————— . ————
△ 日程第27 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について

○議長（外内千里君）

日程第27、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情については、お手元に配付してあります付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（外内千里君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月11日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午前11時30分

平成30年第2回喜界町議会定例会

平成30年6月11日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第40号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第2 議案第41号 喜界町災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 日程第4 議案第43号 過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第5 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について
- 日程第6 議案第45号 平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（2期工事）の工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第46号 平成30年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地F棟）の工事請負契約の締結について
- 日程第8 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）について
- 日程第9 議員派遣の件について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補 佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	嶺 義久君
教 育 長	積山 泰夫君	総 務 課 長	金江 茂君
企画観光課長	富 充弘君	住 民 課 長	秋田 達磨君
保健福祉課長	吉行 進君	税 務 課 長	武藤 裕和君
農業振興課長	吉沢 伸一君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	会 計 管 理 者	愛津 克浩君
老人福祉施設長	徳 勝志君	農委事務局 長	岩松 利和君
消 防 分 署 長	前泊 哲治君	教委総務課 長	菊地 典子君
生涯学習課長	來 和法君	あゆみ幼稚園 長	乾 みち子君
行政 管理 監	中村 幸雄君		

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第40号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（外内千里君）

日程第1、議案第40号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について議題とします。

各委員長の報告を求めます。初めに総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

おはようございます。報告いたします。

去る6月4日、本会議において当総務文教常任委員会に付託されました議案第40号、平成30年度一般会計補正予算（第1号）の当委員会分について審査が終了しましたので、報告いたします。

委員会は6月5日、委員全員出席のもと、委員会の日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

補正予算は歳入歳出予算の総額から1億1,600万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,250万2,000円とするものであります。

それでは、各所管分について申し上げます。

総務課所管分について、予算書は8ページ、歳入の主なものは、項の基金繰入金、目の財政調整基金繰入金の3,883万円の増額が災害復旧費分です。

次に、予算書は9ページ、歳出の主なものは、項の総務管理費、目の一般管理費25万円の増額はカウンセラー委託料であります。目の職員研修費40万円の増額は派遣旅費で、農業振興課の九州農政局職員の赴任の旅費分です。

次に、質疑の主なものについて報告いたします。メンタルヘルスの現状等についての質問に、現在、ストレスチェックを年3回実施しておりますが、年4回実施し、早期対応に備えるためのものであります。

次に、企画観光課分について申し上げます。予算書は8ページ、歳入の主なものは、項の県補助金、目の総務費県補助金231万円の増額は、ジオパーク推進事業補助金130万6,000円と喜界馬プロジェクト補助金100万4,000円で、奄振事業計上分であります。

次に、予算書は9ページ、歳出の主なものは、項の総務管理費、目の企画費195万4,000円の増額は、トークイベント企画制作業務委託料194万4,000円と食料費の1万円で、村田新八関係分であります。目の喜界町光ブロードバンド管理費54万円の増額は、豪雨災害による池治浜の回線修繕料であります。目の地方創生関連事業70万6,000円の増額は、十島村への旅費30万6,000円と喜界馬飼育委託料40万円の増額分であります。

次に、予算書は11ページ、項の商工費、目のジオパーク推進事業の217万9,000円の増額は、

委員アドバイザーの謝礼金17万4,000円、アドバイザーの視察普通旅費118万1,000円、レンタカーの車借り上げ料2万4,000円、案内板、解説板の原材料費70万円、日本ジオパークネットワーク負担金10万円であります。

次に、質疑の主なものについて報告いたします。

喜界町におけるジオパークの展開についての質疑に、喜界島はサンゴの島であり、隆起スピードが世界で3番目で、他の地区では見られない4万年前の地層が見られる島でもあり、世界的に誇れる島、気温も安定しており、ふだん見ることができない化石等も見られる島ということで売り込んでいきたいと考えております。

ジオパークのエリアについての質疑に、島全体として捉えており、遊歩道の展望台では隆起した岩が見られるし、手久津久の花尾神社付近からは五、六万年前の地層から貝殻が採取できたり、志戸桶や百之台も含め、島全体をと考えております。

喜界馬の輸送費についての質疑に、委託料の中で対応できるように積算してあります。

喜界馬の今後の構想についての質疑に、導入頭数を3頭にしたいという要望があるが、今後の検討事項であります。導入できるのが生後半年後、調教できるのが1歳からですので、かまさない、蹴らない、暴れない、くらをつける等、人になれさせる、人に危害を加えないという調教があり、後々くらをつけて乗馬できて観光につなげていきたいと考えております。

委託先についての質疑に、今のところ白紙であり、3頭予定で検討委員会の中で獣医師も含め検討していきたい。飼育に対して研修等も必要になってくる。

委託希望団体についての質疑に、1団体から要望があるが、牧場等ハード面の対応もあるので、検討委員会の中で検討していきたい。

以上で、審査を終了し、討論なく、議案第40号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

続いて、産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

おはようございます。総務文教常任委員長に引き続き、産業福祉常任委員会委員長報告を申し上げます。

議案第40号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について。平成30年第2回定例会において、当委員会に付託されました議案第40号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）は、6月4日の本会議において町長より説明を受けましたが、さらに詳細な審議を必要とするため、委員会を開催し、全委員出席のもと、調査期間を6月5日の1日間と定め、担当課長の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。その審査が終了いたしましたので、報告申し上げます。

議案第40号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,600万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,250万2,000円とするものであります。

保健福祉課の関係所管分について、主な歳入について申し上げます。

ページは8ページ、款の20諸収入、3の雑入、介護基盤緊急整備事業補助金返納金120万円です。歳出は9ページ、款の3民生費、目の1社会福祉総務費、介護基盤緊急整備事業補助金返納金120万円です。これにつきましては、今年の6月1日付でグループホームがじゅまるが喜界町社会福祉協議会に経営移管いたし、売却となりました。これまでグループホームがじゅまるに設置した事業により、国庫補助導入されました補助金の返納が発生します。このため、一旦一般会計に受け入れして、同額をまた歳出で返還するものであります。

なお、処分期間は8年となっております。ただいまのところ、経過年数は4年であり、残りの4年後についても返還を命じられております。

歳出は9ページ、介護基盤緊急整備事業補助金返納金、ただいまの120万円です。

款の3民生費、目の13包括支援センター運営費50万9,000円のうち、大きなものだけ申し上げますと、43万2,000円の増額は、制度改正に伴うシステム改修負担金であります。

次に、款の3民生費、目の1児童福祉総務費、17の公有財産購入費1,800万円は、用地購入費及びキビの補償費20万円です。これにつきましては、保育所が築47年で老朽化しており、保育環境や待機児童問題等もあり、今度新たに保育所を建設することになるとのことです。

該当の用地は、畑で3筆、2,920平米で、単価的には1平米6,000円であります。この単価は庁舎用地を購入したときの金額と同単価ということですが、これにつきましては、私たち委員会の中でもさまざま意見が出ました。いわゆる庁舎用地と同じ単価で6,000円というのは高いのではないかと。普通の今の現況の畑、その辺の畑、町内の畑は開発基金あたりが喜界島を算定しても、10アール当たり30万円です、平均、どこもそうです。しかしながら、畑総をした土地でそれでありますが、普通の相場からすると20倍と。10アール当たり600万になります。そういうことでいろいろ話にもなりましたが、課長の説明によりますと、庁舎と同じ単価で試算をするということを出したということでもあります。

これにつきましては、私たち委員会の中でも、やっぱり役場の庁舎用地と同額で買わなきゃいけないのか、保育所とそこはちょっと違うんじゃないかという意見もありましたことはつけ加えておきたいと思います。

そのほかの主な質疑として、がじゅまるが6月1日に社会福祉協議会にということですがという質問に対しましては、理由といたしまして、課長の説明によりますと、介護人材不足で職員の募集をしたが集まらないということが一番の要因ではないかと。しかし、社会福祉協議会に経営移管されても、がじゅまるで働いていた方々はそのまま職員として雇用されます。また、新たに社会福祉協議会の場合には、いろんな施設も持っていらっしゃるので行き来ができるということなどもあって、やっていけるんじゃないかということで決められたようですとの説明であります。

もう1点、ただいまの土地の用地の購入の件であります。予定はどの程度でやっていく計画かという質問に対しましては、課長の説明によりますと、この議会で承認されましたら、所有者との交渉と契約、それから造成とか開発許可申請とかいろんなものがあるとのことで、2年ぐらいかけて整備を行わなければならないと思っているという説明でありました。

また、これにつきましては、保育所の方とも事前に協議済みであるとのことであります。

そして、その3筆の土地につきましては、現況はキビ畑です。

次に、住民課所管分について、主な歳入について申し上げます。

8ページ、款の14国庫支出金、目の2衛生費国庫補助金、一般廃棄物焼却施設交付金として1,748万1,000の増額は、内示に合致せるものであります。款の21地方債、目の2過疎対策事業債、項の1一般廃棄物処理整備事業債、償却処理施設整備事業550万円の減額です。

歳出は10ページ、款の4衛生費、目の3廃棄物処理施設事業整備費1,199万6,000円は、工事請負費で内示均衡によるものであります。

次に、農業委員会所管について申し上げます。

款の15県支出金、目の3農林水産業費県補助金、歳入は8ページであります。機構集積支援事業補助金75万9,000円の減額になっております。当初198万2,000計上しておりましたが、122万3,000円という内示がありまして決定しております。減額の理由は、各町村から上げられた予算では、県の予算が限られており足りないということでありまして。ちなみに、昨年も127万2,000円ほど交付されております。

歳出は10ページ、款の5農林水産業費、目の6機構集積支援事業、機構集積支援事業の減額に伴って、農業委員及び推進委員の費用弁償、ブロック別研修というのが今年の10月にありますので計上しております。16名分です。

賃金ですが、臨時職員の分の1カ月分の給与を計上しておりました、12万円。普通旅費には職員がブロック別研修に帯同しますので1名分計上しております。機構集積支援事業は減額になっておりますので、賃金1名分が減額になっております。農業委員会事務局費の分で計上しております。

それと旅費ですが、これも補助金が削られておりますので、普通旅費、費用弁償ともそれぞれ減額しております。補助金が減ってはおりますが、農業委員と推進委員が新たに設置されておりますので、その分につきましては、農業委員相当事業の中に農地利用最適化交付金というのがありますので、そこに別途計上されて歳入として入ってきます。

主な質問としまして、推進委員は何名であるか。局長の説明によりますと、推進委員は5名で、委員が11名、計16名ということでありまして。

次に、農業振興課所管分について主なものを申し上げます。ページは8ページ、歳入は款の14国庫支出金、目の3農林水産業費国庫補助金、農業災害復旧事業補助金1,984万円。款の20諸収入、目の3雑入100万円は、全国和牛能力共進会優勝記念補助金であります。

款の21町債、目の8災害復旧事業債、農地災害復旧事業で1,960万円、農林施設災害復旧事業で2,200万円であります。

歳出は10ページ、款の5農林水産業費、目の10農業総務費、11の需用費、消耗品でパソコンソフトの購入費13万2,000円です。18の備品購入費20万円は自動車の購入費です。これにつきましては当初予算で80万円を計上してありましたが、今回、箱型軽自動車の4WDを希望したのですが、当初の予算で希望する車がないということでありまして。これにつきましては、昨年の豪雨災害の当時に4WDの車ではないということで現場で立ち往生して、非常に苦労したということがあるそうでございます。

目の11農業振興費、農林技術連絡協議会負担金100万円、これはさきにもありましたように、

全国和牛能力共進会優勝記念補助金を町の技連会のほうに100万円を拠出してPR活動をしていただくということでもあります。この100万円は、鹿児島県全市町村に100万円ずつ出ております。喜界町はその中で技連会に負担金を渡してPR活動に生かしていきたいということでございます。

目の12糖業振興費、農業共済等加入促進事業、補助金として185万1,000円は、今回、低糖度対策として国の補正予算から基金事業の助成があります。これは土づくりとか病虫害の駆除のための農薬及び肥料とかで2分の1の補助であります。今回、農業共済に加入している農家には、さらに10%上乘せしようということに計上しております。

共済の件について若干申し上げますと、共済は町長もあちこち国やら県やら出られるたびに喜界町の共済加入率が悪いということで指摘を受けております。さらには、この共済制度というのは、各県に一つずつの共済ということになっています。将来的にと申しますよりも、平成32年からは完全に各県に一つの共済制度ということで実施されていきます。したがって、農家としても共済に加入されないというような形になってくると、今度の補助事業のあり方についても、入らない人にはそういう補助事業を出さないという形になってくるんじゃないかと、そういうことも考えなければなりません。そのための共済として共済事業を推進する、そういうことで議会を含めて促進しよう、推進しようということでの185万1,000円を計上しておるということでございます。

款の10災害復旧費、目の3農地農業用施設復旧費委託料、設計委託料500万円、14の使用料及び賃借料、重機借り上げ料1,000万円、工事請負費、災害復旧工事費5,000万円、原材料費1,000万円であります。これにつきましては、これまでの災害における委託料が500万円ありますが、国庫補助金の農業用施設で農地分が3,000万円、農業用施設が2,000万円になります。農業用施設の2,000万円に対する補助でございます。そのほかに対しては起債を充てております。例えば、もう発注済みの小野津のムチャカナとか、また大きな案件、議会にかけなきゃならないような案件でもございましたが、工事を進めているうちに、いろんな地質の形状とか想定外だったり設計変更とか、そういうものも含んでおります。

また、主にサトウキビ伐採後に出てきた災害箇所になります。既に災害申請が終わった後でありますので、これにつきましては町単独、災害ということでの対応になろうかと思っております。

それで一応、ただいま把握されておる段階で10カ所、農地は農業用施設を合わせて10カ所あります。地区的に小野津、佐手久、志戸桶、塩道、坂嶺、島中が主でございますが、これにつきましては、29年度で発注済みが17件、4億2,000万円発注済みであります。これから発注予定として残り4件、1億5,000万円あります。さらに今月中に発注になるかと思っております。最終的には今年の10月、11月になってくるかと思うとのことであります。単独の分はこれからが設計になると思っておりますので、来年、いわゆる30年度内ということで、計画的にいけばということでございますが、そういうスケジュールになっているということでもあります。

次に、款の5農林水産業費、目の1林業振興費、使用料及び賃借料で5万円、公有財産購入費13万7,000円、この場所は志戸桶地区で、面積3,214平米で、1平米単価は40円であります。購入後は、県営事業としての植栽等を考えておるとのことです。

以上で審査を終了し、特に討論はなく、採決に入りました。異議なしと認め、議案第40号、

平成30年度喜界町一般会計補正予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

今の産業福祉常任委員会からの報告の、保育所の購入費用に関する件です。

委員会の中でも議論になっていたようでありましてけれども、町として土地、資産を購入する場合は、やはり市場価格、相場、これをやはり重視した購入をしなくちゃいかんだろうと。そういう議論もされておるようでありまして、今回、最終的に市場相場よりも高く購入するというふうな執行部の結論で、これを認めた理由はどういうことでしょうか。

理由はいろいろ考えられるんです。ロケーションの問題とか、まとまった土地を買わなくちゃいかんとか、いろいろ不動産交渉が難航しそうとかいろいろあると思うんですけども、結論的な決め手はどこになりますか。

以上お伺いします。

○議長（外内千里君）

産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

自席からでよろしいでしょうか。

○議長（外内千里君）

はい、自席からお願いします。

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

質問があるということは大いに結構でございまして、いっぱいしてください。口だけは私も達者ですから、あなたに負けません。

ただいま、高いというように報告でも申し上げましたが、いわゆる一般の土地の相場としては20倍ですと簡単に申し上げました。しかしながら、当局課長の説明によりますと、庁舎建設の平米単価を適用して試算をされた。それにつきましては私たち委員会の中でも、保育所の用地について、なぜ庁舎と同じような扱いで考えなきゃいけないのかなど。さっきも、答弁がありましたように話したんですが。そこにつきまして、なぜ新たなこの土地になったのかと。その経緯について申し上げますと、今現在、旧給食センターがありますが、旧給食センターと現在の保育所、給食センターを取り壊した跡地と今の保育所も含めて、教育委員会のほうで学校のプールや、あるいはスクールゾーンとして、その後は利用したいと、今の新しい土地とあわせてスクールゾーンとかそういう計画があると、そういうことでどうしても新たな土地を探していると、探さなきゃならないという経緯があったということです。

そして、そしたらできるだけ隣接して、スクールゾーン関係も含めて、将来プールとかも計画があるそうですが、そうした場合には、今言われている3筆の土地を購入するには、それなりの単価でないと、やっぱり地主さんにも御承諾いただけないだろうと。また、町が購入するということであれば、当然ながら庁舎の今の購入した単価というのも同じように評価されるんで

はないかと。そういうことで地番の土地を3筆で2,920米、単価的には確かにほかの相場としたら20倍になる。10アールで600万になるわけです、結局ね。それは私たちの委員会でも非常に高いんじゃないかと。だから、町が購入して将来的に保育所を建てるということであれば、町が購入ということであれば、当然ながら庁舎のこの用地の購入価格がやっぱり参考になるんじゃないかと。そういうことで、何とかもう少し安くてもいいんじゃないかという話はいっぱい出しましたが、そういう説明のもとであれば、いたし方ないだろうということで、委員会としては了承して、そのとおり報告したということです。

御理解いただけませんでしたら、まだ担当課長にもっと詳しくさせますから、よろしいでしょうか。

○議長（外内千里君）

ちょっとお待ちください。

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

私の説明で納得か聞いてください。一応終わります。

○議長（外内千里君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第40号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第41号 喜界町災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定について

△ 日程第3 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

△ 日程第4 議案第43号 過疎地域自立促進計画の一部変更について

○議長（外内千里君）

日程第2、議案第41号、喜界町災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定についてから、日程第4、議案第43号、過疎地域自立促進計画の一部変更についてまで、以上3件を一括して議題とします。

委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

報告いたします。去る6月4日、本会議において当総務文教常任委員会に付託された議案第41号から議案第43号までの審査が終了しましたので、報告いたします。

当委員会は6月5日、委員全員出席のもと、当委員会の日程を1日間と定め、審査に当たっては所管課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その経緯と結果を報告いたします。

議案第41号、喜界町災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定については、災害対策基本法に基づき、災害時に応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関し必要な事項を定めるもので、町内の建設業者と協定を結び、災害時の応急措置体制を強化するものであります。附則、この条例は交付の日から施行する。

次に、質疑について報告をいたします。補償金のお金の流れについての質疑に、基本的に町が補償するもので、保険で対応できるものについては保険で対応します。

災害保険金はあるのかの質疑に、町職員分についてはありますが、今回のものとは別物であります。この条例については、これまで業者が補償等を対応していましたが、協定を結ぶことにより町が責任を負うこととなります。

補償の上限についてはどうなのかの質疑に、条例の中にそれぞれの補償の上限額を定めているので、基準額に基づいて算定します。

死亡の場合の対応はどうなるのかの質疑に、条例には補償基礎額の1,000倍に相当する金額とありますが、これも基準額に基づき算定いたします。

応急措置の依頼はどの程度を想定しているのかの質疑に、人的被害が想定される場合とし、二次的被害が想定される場合は依頼しないように考えております。

指定業者についてはの質疑に、地区割りをして指定するよう協定を結ぶ予定である。

次に、議案第42号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてであります。主なものは、早町港休憩所整備事業、坂嶺生活館修繕事業の追加分であります。

次に、質疑について報告いたします。公民館と集会施設についての質疑に、今回は集会施設分で住民課管轄になります。公民館は総務課管轄になります。

次に、議案第43号、過疎地域自立促進計画の一部変更についてですが、荒木漁港水産物供給基盤整備事業と町営住宅解体事業の追加分であります。

次に、質疑について報告いたします。荒木漁港水産物供給基盤整備事業内容の質疑に、防波堤の改修になります。計画では平成30年度だけとなっております。

以上で審査を終了し、当委員会は、討論なく、議案第41号から議案第43号までは原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号から議案第43号について採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第41号から議案第43号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号、喜界町災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定についてから、議案第43号、過疎地域自立促進計画の一部変更についてまでの3件については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について

○議長（外内千里君）

日程第5、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長 榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

報告いたします。去る6月4日、本会議において当総務文教常任委員会に付託された陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審議が終了しましたので報告いたします。

当委員会は6月5日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査をいたしました。

陳情者は、喜界町中里119の1、茶屋道裕三氏であります。

陳情の内容は、教材研究や授業準備の時間を十分に確保するために教職員定数改善の施策や、複式学級の解消に向けて国の定数基準を改めるような措置を講じること。教育の機会の均等、水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担割合の2分の1の復元を求めるものであります。

各委員の意見は、子供の教育環境の充実につながるもので必要であるとのことで、当委員会は陳情第2号の願意は妥当であると求め、討論なく可決するべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第2号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情については、委員長報告のとおり採択されました。

△ 日程第6 議案第45号 平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（2期工事）の工事請負契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第6、議案第45号、平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（2期工事）の工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第45号、平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（2期工事）の工事請負契約の締結について。平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（2期工事）の工事請負契約を下記のとおり締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容、1、契約の目的。平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（2期工事）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、5,205万6,000円。4、契約の相手方、鹿児島県大島郡喜界町湾313番地、中村建設有限会社、代表取締役中村昭一郎でございます。

工事内容といたしましては、防災関連施設の機能強化といたしまして、自然休養村管理センターの屋上防水改修工事、外壁改修工事、発電機設置改修工事等を施工するものでございます。

指名業者につきましては、株式会社峰山建設、中村建設有限会社、株式会社前田建設、竹山

建設株式会社、村上建設株式会社、以上の5社でございます。

なお、工期につきましては、平成30年10月31日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号、平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（2期工事）の工事請負契約の締結については可決されました。

△ 日程第7 議案第46号 平成30年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地F棟）の工事請負契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第7、議案第46号、平成30年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地F棟）の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第46号、平成30年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地F棟）の工事請負契約の締結について。平成30年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地F棟）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、平成30年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地F棟）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、9,720万円。4、契約の相手方、鹿児島県大島郡喜界町湾313番地、中村建設有限会社、代表取締役中村昭一郎でございます。

工事内容は、湾200番地F棟の新築工事で、木造2階建て、総面積は277.8平方メートルでございます。1階が1DK、1戸、36.1平米、2DK、54.15平米が2戸、2階が3DK、66.725平米、2戸です。

指名業者につきましては、株式会社峰山建設、中村建設有限公司、株式会社前田建設、竹山建設株式会社、村上建設株式会社、以上の5社でございます。

なお、工期につきましては、平成30年12月10日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号、平成30年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地F棟）の工事請負契約の締結については可決されました。

△ 日程第8 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）について

○議長（外内千里君）

日程第8、発委第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）について、総務文教常任委員長より提出されていますので議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については、提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続につきましては一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△ 日程第9 議員派遣の件について

○議長（外内千里君）

日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

△ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（外内千里君）

日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第2回喜界町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時間の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じていることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月11日
鹿児島県喜界町議会
議長 外内 千里

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
総務大臣 野田 聖子 殿
文部科学大臣 林 芳正 殿

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第40号 議案第41号 議案第42号 議案第43号 陳情第2号	平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について 喜界町災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について 過疎地域自立促進計画の一部変更について 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について
産業福祉 常任委員会	議案第40号	平成30年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について